

●ロープで作業するとどんなメリットがあるの？

- ★「ロープ高所作業」の労働安全衛生規則に即している
- ★国際規格「ISO22846」に100%準拠
- ★足場不要のため、ピンポイントに作業を行える。また、足場のコストが削減できる
- ★工期短縮につながり、結果コストを削減できる
- ★技術認定により、個人の高い技術評価が明確
- ★事故が極めて少ないと認められている
- ★技術認定講習の際、全ての作業者がレスキュー技術も習うため、たとえ事故が起きたとしても迅速かつ冷静な対応ができる。


強いてあげるデメリットは…

状況に適応した2本のロープと支点を利用し、さらにバックアップシステム又は、支点の追加で常に多重の安全確保をすることから、岩盤やコンクリート構造物などの調査のように、迅速な移動を求められる場合不向きである。(もちろん、不向きなだけで作業は行えます。)



本紙では、特に質問の多い3点を中心に説明してまいりましたが、その他にも疑問に思うことや解らないことがあれば、お気軽にお問い合わせくださいませ。

★お問い合わせ先

 和輝建装 株式会社

TEL: 042-655-2688 FAX: 042-655-2677

E-mail: info@kazukikenso.co.jp



●IRATAとは

産業用ロープアクセス業者協会の略称です。(INDUSTRIAL ROPE ACCESS TRADE ASSOCIATION)
1980年代後半、ロープアクセス作業の安全な遂行と無事故を目的として設立されました。トレーニングと審査を実施するために必要な技能を有した熟練のアセッサー(審査官)による技術認定を行い、ロープアクセス技術者の資質向上、業界全体の安全向上、また、新技術の開発など様々な取り組みを行っています。

●産業用ロープアクセス技術について

必ずワーキングライン+セーフティラインの2本のロープを使用する等、多重安全システムで運用する技術を「ロープアクセス技術」と規定しています。(ISO 22846-1/22846-2運用基準の規定による)

TWO ROPE : 独立したアンカーを持つ2本のロープと接続した状態で作業する。

TWO POINT : 必ず2箇所以上と接続した状態で作業及び移動する。

※IRATAでもISO22846でも2ロープは標準仕様です。

ここでは、皆様から最も多くいただく下記3つの質問に答え、IRATA(産業用ロープアクセス技術)について、簡単にご説明いたします。

質問① 本当に安全なの？

質問② 法律的に問題はないの？

質問③ ロープで作業するとどんなメリットがあるの？

●本当に安全なの？

IRATAロープアクセス工法を使う最も重要な目的は、業務の安全な遂行及び事故を無くし、危険発生を回避することです。IRATA加盟会社の事故率については、他の産業と同一期間の比較で一貫してかなり低い水準に保っており、イギリス安全衛生庁は、あらゆる産業の労働者に比べて最も死亡率が低い事を認定しています。2007年末までの19年間に及ぶモニタリングを実施し、ロープアクセス技術者(IRATA加盟会社)は1920万時間にわたりロープ作業を行いました。結果、この19年間の平均事故発生率は10万作業時間につき、2.55%でした。この値は、イギリス安全衛生事務局による全産業の事故発生率より50%も低い値です。また、19年間「死亡」事故0の記録も持っています。

★安全に作業ができます。

通常、上から降りて補修工事を行い、作業終了後は上に登り返します。万が一、下に着地場所がなくても対応ができます。(現場の状況によっては下から登り、下に降りる事も可能です。)また、全ての道具に安全セイフティーコードを付けるなど、安全対策も万全に行います。



なぜ、建設現場で転落事故が起こるのでしょうか？労働災害で最も多いのが転落事故です。足場の上で、安全帯もしているのに…。

答えは「正しくロープ(フック)を使用していない」から。

煩わしい。高いところには慣れている。など、自身の安全意識の欠如が事故を招く結果となっているのです。

★その点、ロープアクセス技術では初めからロープにつながっているため、転落の心配はありません。

では、もしもロープが切れたら？支点(アンカーポイント)が外れたら？

現場で「絶対安全！！」という言葉はありません。常に危険と隣り合わせであり、それを知っているからこそ、熟練技術者であっても安全意識が高いのです。道具を正しく扱い、適切に保管する。ロープアクセス技術者は基本からしっかり習得し、実践に備えます。怖いからこそ、自分の身を守るために…

※常に【支点】・【ロープのプロテクト】・【セルフチェック】の確認を徹底する。

異なる支点到に接続した2本のロープ(作業用とバックアップ用)を利用し、さらにバックアップシステム又は、支点的の追加により常に多重の安全確保をしています。また、人為的・機械的なミスが発生したとしても安全なシステムで作業を行います。

●法律的に問題はないの？

労働安全衛生規則に「ロープ高所作業」が規定されました。(平成28年1月1日施行)

労働安全衛生規則第539条の2によると、事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外のロープであって、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設けなければならない。と規定されました。これにより、必ず2本のロープで行うことが義務付けられました。(一部例外規定もあります)

※冒頭でもお伝えした通り、IRATAでもISO22846でも2ロープは標準仕様です。

※平成28年7月1日より特別教育が義務付けられました。

★ロープアクセス技術・器材を正しく使用して作業している限り、法律上は問題無いということになります。

メインロープ・バックアップ用ロープ・ハーネス・下降器・登高器・カラビナなど、ロープアクセス技術で使用する全ての道具が「安全に作業を遂行するための業務用器材」=「危険を防止するための必要な措置」に相当しています。さらに、個別にヨーロッパ安全基準・アメリカ安全基準を満たしている業務用器材であるうえに、全てが動力を必要としない手動装置であるため、日本国内の届け出や認定も不要です。

